

博士學位論文要約

論文題目： 会社の倒産局面における株主債権の取扱いについて
氏名： 増田 友樹

要約：

本稿は、会社の倒産局面で株主が会社に対して有する債権（以下、これを「株主債権」という）について、他の一般債権と異なる取扱いを認めることの根拠およびそのような取扱いを認める必要性を考察するものである。

株主債権について異なる取扱いがなされる主たる例として、倒産手続において、株主債権を他の一般債権者の債権よりも劣後的に取り扱う、いわゆる株主債権の劣後的取扱いが挙げられる。わが国において、このような取扱いは、要件や対象範囲が不明確である、親会社による資金の引上げを助長するおそれがあるといった理由から、立法化には至っていないものの、一部の裁判例によって認められてきた。学説においても、倒産法や会社法など分野を問わず、倒産手続における株主債権の劣後的取扱いは、肯定的に捉えられてきた。近年も、このような取扱いを認めるための要件の明確化や具体的な規定の導入について検討する研究がある。

もっとも、これまでの研究において、株主が出資ではなく貸付けを行うことについて、他の一般債権者との関係で具体的に何が問題になるのか、株主債権について異なる取扱いを認めることでいかなる問題に対処できるのかは、十分に検討されてこなかった。たとえば、なぜ、株主の会社に対して行った貸付けが、出資のように扱われなければならないのかは明らかでない。また、なぜ、支配株主が倒産手続において他の一般債権者と同じ立場で配当を受領することが許されないのかも、道徳的な観点以外からは十分に説明されてこなかった。このように、わが国において、株主債権について異なる取扱いを認めることの根拠やその必要性は明らかでないのである。

以上のような問題意識に基づいて、本稿では、次のような順序で検討を行った。

第2章では、わが国の現状（裁判例および学説）を確認した上で、本稿の検討の視点について述べている。その概要は、次のとおりである。

株主債権の劣後的取扱いが認められた従来の裁判例では、株主が会社の経営を支配していたことや倒産の原因に寄与していたことが考慮されていた。もっとも、閉鎖会社の支配株主の多くは、会社の経営に関与していることが一般的だと考えられ、会社の倒産の原因に寄与していることも当然である。そのため、それらを問題にすれば、閉鎖会社の支配株主の債権は、多くの場合に劣後的に取り扱われることになってしまう。

また、従来の学説のなかでも、とりわけ倒産法分野の研究は、「債権者間の平等」という道徳的な観点からの検討を行っていた。しかし、株主が会社に対して貸付けを行うことが他の債権者にどのような問題を生じさせ、それに対して、株主債権の劣後的取扱いがどのように対処しているのかということは、十分に説明されてこなかった。さらに、比較法に取り組む研究も、アメリカ法とドイツ法がそれぞれどのように異なるのか、どのような問題に対処しようとしているのかを明らかにしてこなかった。

以上のことを踏まえて、本稿では、倒産局面における株主債権の取扱いについて、それに関する判例や学説上の議論の蓄積があるアメリカ法およびドイツ法をあらためて検討し、その上で、道徳的な観点ではなく機能的な観点からの検討を行うこととした。

第3章および第4章では、アメリカ法およびドイツ法の比較法的検討を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。

アメリカ法は、当初、判例によって株主債権の劣後的取扱いを認めてきた。その後、1978

年に、株主債権の劣後的取扱い、倒産法において明文の規定によって認められた。もっとも、そこでは、株主債権の劣後的取扱いを用いるための具体的な要件や基準が記されているわけではない。そのため、どのような場合に株主債権の劣後的取扱いが認められるのかは、依然として、裁判所の裁量に委ねられている。

しかしながら、判例は、様々な状況で株主債権の劣後的取扱いを認めてきた上に、そのような取扱いを正当化する理論的な根拠を十分に説明してこなかった。初期の判例のなかには、その根拠を説明しようとするものもあるが、実際の事案は、そもそも株主債権かどうか重要でなかった。さらに、近時の判例において頻繁に引用される1977年の *Benjamin v. Diamond* 判決で挙げられた「不衡平な行為」という要件も、その内容は明らかでない。そのような行為には、過少資本や不当搾取、信託義務違反など様々な状況が含まれる。わが国の学説のわかりにくさも、このようなアメリカの判例を反映したものであるといえるだろう。

これに対して、アメリカの学説は、1970年代以降、株主債権の劣後的取扱いが用いられる根拠をより具体的に説明してきた。主に、次の3つの見解が挙げられる。

第1の見解は、親会社が子会社に対して行う貸付けは子会社の利益を最大化するために行われたわけではないという前提のもとで、親会社の子会社に対する貸付債権を常に劣後的に取り扱うべきだというものである。第2の見解は、第1の見解に反対するものの、親会社の貸付けが子会社の資産を形成すると他の一般債権者を誤信させた場合には、その劣後的取扱いを認めるべきだとする。第3の見解は、株主債権の劣後的取扱いを詐害譲渡法で対処できない部分を補うものとして理解する。すなわち、長年の不当な利益の搾取によって被った損害を立証することは容易でないことから、株主債権の劣後的取扱いは、大ざっぱではあるが、そのような損害を補填するものとして機能する。

ドイツ法は、社員の会社に対する貸付けを包括的に規制する。このような規制は、判例および立法によって行われてきた。とりわけ、2008年改正前までは、判例が重要な役割を果たしてきた。そこでは、会社の危機時に行われた社員貸付けは、自己資本として扱われて（自己資本補充的貸付け）、その弁済の取消しおよび劣後的取扱いが認められる。もっとも、2008年に、これまでの社員貸付規制が大幅に改正された。これによって、判例において発展させられてきた自己資本補充的貸付けという概念も廃棄された。そのため、社員貸付けは、会社の危機時に行われたかどうかにかかわらず、常に、倒産局面において劣後的に取り扱われる。また、一定期間内に行われた社員貸付けの弁済も、自己資本補充的貸付けかどうかにかかわらず、すべて取消しの対象になる。

ドイツの判例は、2008年改正前までの社員貸付規制について、会社の危機時において貸付けという資金調達手段を選択したことに対する結果の責任を負わなければならないという資金調達結果責任を述べてきた。そのような責任を認める根拠として、ドイツの裁判所は、社員貸付けによって、危機時にある会社の事業を継続させることが問題であるということを繰り返し指摘する。この問題意識に基づいて、社員が会社に貸していた不動産の取戻しを制限する利用譲渡規制が正当化されてきた。

これに対して、ドイツの学説は、社員貸付規制について様々な説明を試みる状況にあった。そこでは、裁判所が挙げる資金調達結果責任を擁護する見解、株主の情報優位に基づく抜駆け的な債権回収に対処するものであるという見解、社員貸付けが他の債権者に支払能力の誤信をさせるという見解、社員と債権者という二重の役割を問題視する見解、社員が有限責任であるにもかかわらず社員貸付けを行うことを問題視する見解などがあった。

第5章では、会社の倒産局面における株主債権についての異なる取扱いを認める根拠とその必要性を機能的な観点から検証した。これまでの検討からも明らかなように、従来の議論のなかには様々な問題意識が含まれていることやアメリカ法とドイツ法はそれぞれ異なる問題に対処していることからすれば、従来のような分析では、倒産局面における株主債権について異なる取扱

いを認めることの意義を明確にできないと考えたからである。その検証の概要は、次のとおりである。

わが国の学説およびアメリカ・ドイツの判例や学説において、株主債権についての異なる取扱いを認める根拠として、①支払能力についての外観の作出（ドイツ法）、②リキャラクテリゼーション（アメリカ法）、③利用譲渡規制（ドイツ法）、④過少資本（アメリカ法およびドイツ法）、⑤過大なリスクテイキング（アメリカ法およびドイツ法）、⑥偏頗弁済（アメリカ法およびドイツ法）、⑦不当搾取（アメリカ法）、⑧事業を続けることへの対処（ドイツ法）、が挙げられている。

これらのうち、①から④については、倒産局面における株主債権の異なる取扱いを認める根拠にはならない。①は、株主の貸付けにより、会社債権者が会社に支払能力があると誤信するという問題の設定自体が誤っている。また、②の概念を会社債権者の保護との関係であえて論じる実益はない。③は、倒産手続上の問題であり、株主債権の取扱いとの関係で議論する必要はない。④についても、「過少資本」それ自体よりも、過少資本状況において具体的に何が問題で、その問題をどのようにして解決するのかを考えるべきである。

もっとも、残りの⑤から⑧についても、わが国でそのような根拠に基づいて株主債権についての異なる取扱いを認める必要性はないと考えられる。⑤は、会社法429条や法人格否認の法理によって、まずは対処されるべきである。また、⑥についても、わが国では、すでに倒産法上の否認権によって対処されている。ドイツ法のように、株主債権の弁済を社員貸付規制のなかで包括的に規制する必要はない。⑦や⑧についても、アメリカ法およびドイツ法の固有の事情が大きく関係しており、そのような事情のないわが国において考慮する必要はないと考えられる。